

群馬県防犯設備協会の紹介



一般社団法人群馬県防犯設備協会

会長 関口 信吾



群馬県は新幹線移動では東京から一時間弱の距離にあり、谷川岳・赤城山・榛名山・妙義山の山々に囲まれ、草津温泉を始め伊香保温泉・水上温泉・四万温泉・万座温泉などの温泉地が豊富な自然環境豊かな田舎で、キャベツとコンニャク芋の収穫高は全国1位、人口は198万人ほどです。

当協会は、一般社団法人群馬県防犯設備協会として平成22年1月に設立され、本年度は発足8年目となります。29年3月末現在の会員数は、防犯設備機器を取り扱う法人正会員23社、防犯設備士の個人正会員6名、賛助会員37社、特別会員13団体の計79名等となっております。設立当初より公益財団法人群馬県防犯協会と固い協力関係を構築しており、防犯協会の歴代専務理事が当協会の監事となり、毎月のように開催される当協会の理事会にも同席いただき、群馬県警察本部のご指導の下、「安全安心まちづくり」の為の事業推進を計画実施しております。

協会の活動として設立時より毎年継続しているものとしては、6月・10月・3月に県関係部署及び県警本部よりご来賓のご臨席をいただき会員企業を中心に実施する「防犯設備講演会」の開催、10月・3月の講演会後の会員懇親会があります。また、県防犯協会と共同で、県

内市町村や警察署の主催する各種防犯イベントに防犯設備機器を展示して防犯啓蒙活動を実施しております。また、県内各市町村の防犯カメラ等の設備機器の設置導入に際し、目的と予算に合った合理的な機器選定を行うための資料提供等を随時行っております。

平成28年度の実施事業としては群馬県より28年8月に業務委託契約を締結した「振り込め詐欺等根絶策事業」が大きな実績となりました。この事業は大きく二つに分かれており、一つは警察官OB等の協力のもと、県内企業・団体・地域コミュニティ等に出向き、振り込め詐欺被害を阻止できるサポーターを養成する「振り込め詐欺等根絶サポーター養成講座」です。受講者には群馬県が発行する「NO!詐欺サポーター証」とバッジが配布されます。また、もう一つは、振り込め詐欺の対象となる可能性の高い高齢者に向けての対策として、県内の各自治会・町内会・老人クラブ等の指定する会場に出



NO!詐欺サポーター証



バッジ



サポーター養成講座・高崎信用金庫職員



サポーター養成講座・防犯協会婦人部

向き、実際に詐欺師からの電話を受けた場面を疑似体験させる「体験・実践型研修講座」です。28年度ではサポーター養成講座を19回（受講者計1029名）、体験実践型研修を25回（受講者計1049名）実施いたしました。地道な活動ですが受講者の意識を変えるきっかけとなっていると手ごたえを感じております。



体験実践型研修

この他に前橋市内のFM放送局「Mウェーブ」にて毎週月曜日及び隔週の金曜日の午後4時から「防犯チャンネル845」として当協会理事による各種防犯情報を発信し、広ぐリスナーに対し防犯啓蒙活動を行うと同時に協会知名度の向上を図っております。

今年度・29年度は昨年度に引き続き群馬県より受託した「振り込め詐欺等根絶対策事業」を、サポーター養成講座60回程度（受講者1000名以上）の開催、及び体験実践型研修40回程度（受講者1000名以上）の開催を目標に実施してまいります。また、当協会設立当初より計画しておりました群馬県内の住宅事情に合った対象物（アパート・戸建住宅・駐車場）を防犯設備の観点から評価・認定する「防犯優良住宅認定制度」の早期新設を目指し、既に同様な認定制度実施済みの地域協会の制度を参考にさせて頂きながら、具体的な協議を重ねる為、防犯優良住宅認定制度検討委員会を組織し、制度制定の検討・研究に入ります。



前橋警察署 住宅防犯診断

今年度は、現在の事務局長及び事務局員の2名体制から新たに警察OBの専務理事を加え事務局専任3名体制に増強し、協会事務所も8月に県警本部近くに拡張移転する予定でおります。群馬県の安全安心まちづくりに向けて県民に頼られる協会を目指して協会会員と共に地道な努力を重ねていく所存です。今後とも関係者各位のより一層のご指導ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

●第一回 群馬県防犯設備協会視察旅行

5月20日 群馬県防犯設備協会では初となる視察旅行を実施しました。

27名が参加し宮城県内を視察し、南三陸では語り部バスを利用し当時の状況や現在の復興の様子を一泊二日で視察しました。



南三陸ホテル観洋様の協力で同町志津川地区に残る高野会館に入り津波で破壊された内部を視察し管理者から当時の話を聞く。



南三陸町志津川地区で嵩上げ工事中である現在の様子などを視察し進まぬ復興状況の説明を語り部から受ける。

NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会の活動事例紹介

NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会 事務局長 牛山 鴻位



■協会の概要

「特定非営利活動法人 神奈川県防犯セキュリティ協会」は、平成17年6月に任意団体「神奈川県防犯設備士協会」として産声を上げました。

設立の狙いは、日本防犯設備協会が警察庁と共に進めていた‘地域に根ざした地域防犯活動’の推進と‘防犯設備士の知名度向上と活躍の場の開拓’にありました。

設立世話人代表であった平野昭男前理事長が強く志向した‘防犯設備士のための防犯設備士による防犯設備士の協会’の実現を目指し、正会員は原則として防犯設備士および総合防犯設備士個人とした所に協会の特色がありましたが、平成24年9月から「NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会」と名称を変更し、「防犯設備」の専門団体にとどまらず、社会ニーズの増す防災、環境、社会福祉、コミュニティといった‘安全で安心な住環境造り’に活動分野を広め、併せて法人会員の拡大にも努めて参りました。

平成29年6月時点では個人会員53名、法人会員30社、特別会員3名となっています。

今回は当協会の主力事業である「防犯コンシェルジュ派遣制度」と平成29年3月に締結した「県警との緊急災害時の支援協定」を紹介し、最後に当協会の課題について述べさせて頂きます。

■防犯コンシェルジュ派遣制度

協会設立当初から、既に神奈川県には、県民の安全・安心を推進する諸制度として、警察官や県の職員が行っている‘生活安全アドバイザー制度’や‘くらし安全指導員制度’、「安全・安心まちづくり対策員制度」などがあり、防犯講演、防犯診断、防犯教室などを無償で行っていました。



平成29年度役員



旧役員(平成21年度)

従って神奈川県には防犯設備士に対する他県のような‘防犯アドバイザー’の委嘱制度が無く、県民との接点を見出せない期間が続きました。

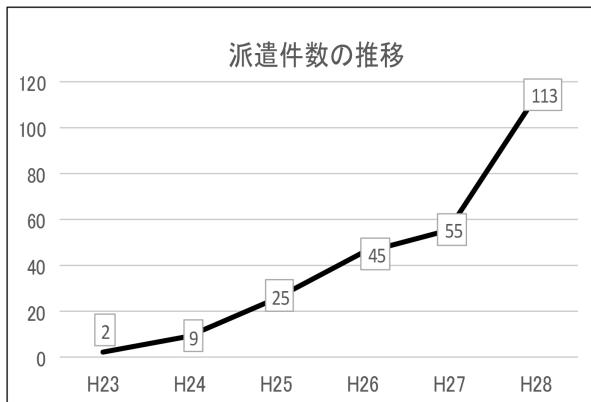
早くから県警本部には生活安全アドバイザーのメンバーに防犯設備士を加えて頂くようにお願いしていましたが官の既存制度に民間が入ることは叶いませんでした。しかし平成23年に、交代した県警の窓口担当官が防犯設備士の活用に非常に理解を示し、組織内の調整をして頂いた結果、誕生したのが‘防犯コンシェルジュ派遣制度’でした。

神奈川県下の54警察署の生活安全課には、安全・安心まちづくりに関する防犯指導等を適切かつ効果的に行うために防犯設備士の資格を持つ「生活安全アドバイザー」が配置されています。

「防犯コンシェルジュ」は、この「生活安全アドバイザー」と連携して、より専門的立場から県民の防犯活動を支援する情報を提供する者として防犯設備士、防犯ボランティア団体のリーダーなど、県内各地域において活躍している防犯対策の知見者を、県警本部が委嘱し「防犯コンシェルジュ」として依頼者の元に派遣する制度です。

「防犯コンシェルジュ」の主な任務は、地域住民等の要望に応じて、防犯相談・防犯診断、防犯講話、防犯用品展示会などを行います。

平成29年度の委嘱者は22名でこの内18名を当協会の会員が占めています。



上の表は当協会の防犯コンシェルジュ派遣件数の推移です。昨年度は前年の2倍の派遣実績となりましたがその要因は、

- ① 東京オリンピックに向けた街頭防犯カメラの設置補助金制度の施行
- ② 厚労省指導の社会福祉施設の防犯対策が大きく寄与しています。

防犯コンシェルジュの派遣要請に加えて、県や横浜市、県警本部などのホームページで、防犯対策の相談先として当協会を紹介していますので、自治会の役員や福祉施設の責任者、個人宅などから直接、事務局に防犯対策の支援要請が入るようになりました。その中には依頼先からその場で防犯カメラの設置・発注を受けた案件もあり、会員の事業支援にもつながっています。



防犯環境診断



街頭防犯カメラ設置相談



防犯指導員研修会



夏休み防犯キャンペーン

■県警と「地域安全に関する協定」を締結

大規模災害時に被災地の安全・安心の確保に警察と連携して取り組む事を目的として、当協会は神奈川県警本部と「防犯・防災機器の提供等による地域安全に関する協定」を東日本大震災の発生から6年の節目を迎える平成29年3月10日に締結しました。

昨年4月に発生した熊本地震の復旧支援に県警職員が派遣された際に、被災地を狙う窃盗被害などに対する被災者の不安の声が多く寄せられた事から災害直後の迅速な防犯体制の必要性を感じ、当協会に協力の相談が持ち込まれたものです。協定書の作成にあたっては熊本県防犯設備協会様や日本防犯設備協会様からご意見やアドバイス、多くの情報などを頂き、理事会で検討しながら県警本部とキャッチボールを重ねて約3ヶ月半で合意に至りました。

神防協は緊急災害時における地域の安全と安心の確保に出来る限りの尽力をお約束しましたが、その協定内容は大規模災害の発生時に防犯カメラやセンサーライト、メガホンなどの防犯・防災機器を無償で貸与すると共に「防犯コンシェルジュ」が被災地の防犯点検・防犯指導に協力する事を柱としています。

当協会では予測される緊急事態に備えて対応マニュアルの策定に取り掛かっています。



防犯機材提供協定

大規模災害時に防犯機材を被災者に提供するため、県警は10日、NPO法人「県防犯セキュリティ協会」と

県警の小清水芳則生活安全部長は、「震災直後の安全・安心の枠組みをあらかじめ作られたのは大きい」と話す。同協会の齊藤賞一副理事長も「いち早く災害現場に機材を届けて、支援できる体制を整えたい」と意気込みを語った。

共助の継 協定締結

たという。このため防犯機器販売店など約30社が加盟する同協会と協力し、災害直後でも迅速に防犯カメラや防犯センサーを空き家などに設置できるようにした。

報道記事の例



県警本部で行われた締結式



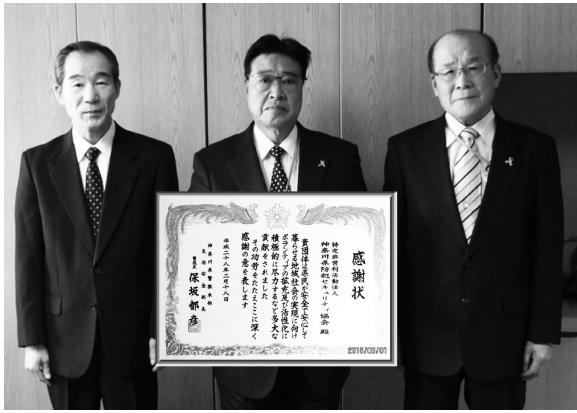
協定書の手交



多くのメディアに取り上げられました



提供商品例の紹介



県警からの感謝状



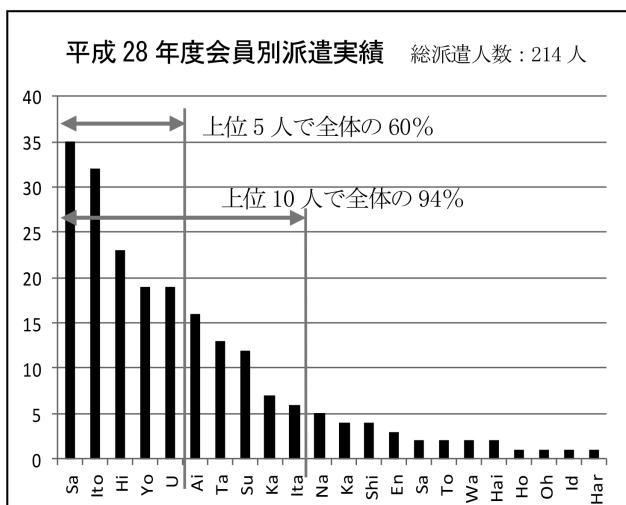
協会広報物の一例

■協会の課題

神防協は設立13年目に入っていますが、設立以来常に問題となっているのは活動支援者に対する報酬と協力者不足の問題です。日防設の地域協会は38協会に増えましたが同じ様な課題を抱えて悩んでいる協会がほとんどではないでしょうか？

当協会の収入は会員の年会費が頼りですが県民から特定企業寄りだと見られる事を避けるために、独立の事務所を構えていますので年会費のほとんどが事務所の賃貸料に消えてしまい、事務員の報酬も半分はボランティアでお願いしている様な状況で財政的には苦しい運営を強いられています。

その様な訳で当協会の地域防犯活動は全てボランティアで無報酬としていますので、防犯相談や防犯講演に行って頂く人も原則手弁当で交通費も出せられない状況です。これでは支援して頂く会員も限られてしまい、協会の先細りが懸念されます。



上の表は平成28年度の個人別派遣回数です。

理事会では、この様に協力してくれる限られた会員で協会の活動が維持されているという現実を打破し、底上げするためには、協力者に最低限の報酬を出す事が必要と考え、議論を重ねた末に平成29年度にNPO法人として「他の事業(収益事業)」に参入する方向で検討を開始することとしました。

現在は、問題点の洗い出しと定款変更の長短比較を進めていますが、「他の事業」には、税法上34の特掲事業があります。この中から会員の活躍の場を拡げ、特に法人会員の社業発展に寄与することが期待できる事業を選定し、協会の基幹事業に育てる事で経営基盤の安定と拡大を目指したいと考えます。会員が積極的に協会を利用して社業の向上が図れる環境を醸成していく事は、結果として協会の収益力アップに繋がりますので、特に法人会員と密に連携して慎重に進めたいと考えています。

これに加えて、現在千防設の平間会長様と連携して進めているセキュリティ・アパート認定制度の認定物件の件数アップの取り組みを加速する事によって2~3年後には協会の財政問題の解消を図りたいと思います。

■終わりに

NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会は、「神奈川県の安全・安心まちづくりに関する事なら何でも当協会に！」をモットーに、広く県民のニーズにお応えしていく所存ですので、関係各位のご指導・ご支援をどうぞ宜しくお願い申し上げます。